(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学(以下「本学」という。)学則第66条の規定により、本学における入学料の減額及び免除(以下「減免」という。)並びに徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 「学費負担者」とは、入学料を負担すべき入学予定者本人及び主たる生計の維持者(以下「生計維持者」という。)又は保証人をいう。
 - (2) 「学業成績等」とは、入学予定者の学業成績、学習態度、行動その他の生活態度をいう。 (入学料の減免対象者)
- 第3条 学長は、学費負担者が次の各号の一に該当する場合、入学料を減免することができる。
- (1) 大学等における修学の支援に関する法律により、給付奨学金の第 I 区分から第Ⅲ区分に該当する者。
- (2) 入学手続期間の最終日前1年以内において、風水害等の重大な災害を受けたため、入学料の納入が経済的に困難であり、かつ、入学者本人の学業成績等が優秀と認められる者。
- 第4条 入学料の減免の額は、第3条(1)の者にあっては、千葉県内の者の入学料(以下「県内入学料」とする)を基準とし、第I区分では県内入学料の全額を減額し、第II区分では県内入学料に 2/3 を乗じた額を減額し、第II区分では県内入学料に 1/3 を乗じた額を減額し、同条(2)の者にあっては減額にあっては半額を、免除にあっては全額を免除とする。

(入学料の減免申請)

(入学料の減免の額)

- 第5条 入学料の減免を受けようとする者は、所定の期日までに、第3条(1)に該当する者は、入 学料減免申請書(一般)(別記第1号様式)を、同条(2)に該当する者は、入学料減免申請書(災 害)(別記第2号様式)に、別表1の各書類を添付し学長に提出しなければならない。
 - (減免申請に係る徴収の猶予)
- 第6条 入学料の減免を申請した者に対する入学料の徴収は、当該申請に係る減免が決定するまで の間、猶予するものとする。

(減免の決定)

- 第7条 入学料の減免の決定は、学長が行う。
- 2 学長は、前項の決定をしたときは、入学料減免決定通知書(別記第3号様式)により、申請者 に対し通知するものとする。

(減免の決定取消し)

第8条 入学料の減免を受けた者が、申請に当たり提出した書類に虚偽の事項を記載していたことがわかったときには、学長は、減免の決定を取り消すとともに、入学料の全額を納入させるものとする。

2 学長は、減免を取り消したときは、入学料減免取消通知書(別記第4号様式)により減免を受けた者に通知するものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、入学料の減免に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1

項目		提出書類	備考
第3条第1号の	1	給付奨学金に関する調書	
場合		(別記様式第5号)	
	2	その他学長が必要と認める書類	
第3条第2号の	1	家庭調書(別記様式第6号)	
場合	2	罹災証明書	・市町村長等発行
	3	住民票	
	4	所得額・納税額を証明する書類	・給与支払者又は市町村長発行のもの
	5	その他学長が必要と認める書類	

入学料減免申請書(一般)

年 月 日

(EII)

千葉県立保健医療大学長 様

申請者(本人)

住 所

氏 名

連絡先

使用料及び手数料条例第5条第3項及び大学等における修学の支援に関する法律第8条の規定により、次のとおり入学料の減免を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

入学料の額

□ 282,000円

□ 423,000円

(注1) 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

(注2)「入学料の額」欄は、該当する□に✔すること。

千葉県立保健医療大学長

入学料減免申請書(災害)

年 月 日

申請者 受験番号

(本人)

様

住 所

氏 名

連絡先

下記の理由により入学料の減免を受けたいので、千葉県立保健医療大学入学料の減免及び徴収猶予の取扱いに関する規程第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 減免を必要とする理由 入学手続期間の最終日前1年以内の重大な災害等により生活に困窮
- 2 入学料の額
 - □ 282,000円 □ 423,000円
- 3 残額の完納方法

全額が免除されなかった場合には、別途指示の日時までに全額又は減額後の金額を一括して納入します。

なお,上記日時までに納入しない場合には,入学を辞退したものと取り扱われること に同意します。

(注1) 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。 (注2)「入学料の額」欄は、該当する \square に \checkmark すること。 別記第3号様式

入学料減免額決定通知書

第 号年 月 日

(住所)

(氏名) 様

千葉県立保健医療大学長

年 月 日付けで申請のあった入学料の減免については、千葉県立保健医療大学入学料の減免及び徴収猶予の取扱いに関する規程第7条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 徴収を免除する額
 - 円
- 2 納入すべき額

円

3 納入期限

年 月 日()

- 4 納入方法
 - 上記納入期限までに納入すべき額を一括して納入すること。
- 5 その他

上記納入期限までに納入すべき額を納入しない場合には,千葉県立保健医療大学への 入学を辞退したものとして取り扱う。 別記第4号様式

入学料減免取消通知書

 第
 号

 年
 月

 日

(住所)

(氏名) 様

千葉県立保健医療大学長

千葉県立保健医療大学入学料の減免及び徴収猶予の取扱いに関する規程第8条の規定により、下記1のとおり減免を取消ししたので通知します。

なお,入学料は、下記2のとおり納入してください。

記

- 1 減免の取消し
 - (1) 取消理由
 - (2) 取消内容
 - (3) 取消金額 円
- 2 納付する入学料
 - (1) 金 額 円
 - (2) 納期限 年 月 日

別記様式第5号 給付奨学金に関する調書

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。(*を附した項目については、該当者のみ記入すること。)

申	フリガナ										
計者	氏 名				入学	年月		年	月入学		
	生年月日	(西暦)	年	月	日生	(歳)				
	現住所	·	一 鄒道 疛県	市区 町村							
	所属学部 ・学科等				学籍	番号					
	学 年				·						
		度の支援を 名、期間(*)	(学校名)			(其	期間/月数) 年 月~	年	月/	月	
	過去に本制	川度の入学金減免を受けたことがありますか。 ある ・ ない									
	機構の給付奨学金に関する情報 (いずれかの口に √ 印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること										
	□ 予約採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号(採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生 番号)】										
	【給付型	□ 在学採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号 (給付奨学生となっていれば奨学生番号)】									

注意事項

イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付奨学金により行う こととしております。このため、<u>あらかじめ機構に給付奨学金の申込みを行ってください</u>。給付奨学金 の申込みがない場合、授業料等減免の認定が遅れる等の原因になります。

なお、給付奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、 認定を受けることができなかった(給付奨学生として採用されなかった)場合は、同じ期間、授業料等 減免の支援についても受けることはできません。

- ロ 「機構の給付奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決 定通知の受付番号を記入するとともに、採用候補者決定通知のコピーを必ず添付してください。
- ハ 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- 二 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。専攻科 に在学している場合は、専攻科に入学した年月を記入してください。
- ホ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

家 庭 調 書

家族及び所得	就	続柄	氏	名	年齢	現在の職業	在職期間	勤	務先	• 役I	職名			り収入)千円	所 (税	得 込)	金 額 千円	
びい	学者	父	. 0 = 1			mth ~ 10 A	7	7 /			\ ==	. /						
得	就学者を除		*父死亡	· 生別	又は無.	職の場合・	その年月	∃ () 理日	H () 			
\	防くす	母																
主別た	く家族																	
る家口																		
主たる家計支持者別居る	ᅶ	続柄	氏	名	年齢	在学学校	名	学 年			等の貸与 (現在)	· 通	学 区	分(小	 \中学⊴	上は防	≷ <)	
者者	就	本人							*	有	· 無	*	自	宅	• 自	宅	外	
〇 X 印 印	学								*	有	· 無	*	自	宅	自	宅	外	
H1 H1	者								*	有	· 無	*	自	宅	・ 自	宅	外	
									*	有	· 無		自	宅	自	宅	外	
	給 与 所 得					*商・工・林・水産業所得			農 業 所 得 [1反=約10アール(a)]					その他の職業・及び雑所得				
(単位:千円) (収入金額をそれぞれ 記入のこと)				れ こと)	(同族会社の場合) 役 員 (うち2親等内の血族) 名			(単位:千円) 〔農作物〕作付面積a収入金額米・麦・雑穀野菜果実・園芸その他〔養蚕・養鶏・畜産・酪農・その他〕					(単位:千円) 〔その他の農業収入〕 (職種) 収入金額					
入	給料・賃金(賞与を含む) 役員報酬(賞与を含む) 専従者給与 年金・恩給 扶 助 料					盾目(卸 ・ 小売 前) 械 輌	〔その他の雑収入〕 利子・配当 家賃・地代 内職収入 他からの補助 生活保護法による扶助											
状	その他				その他 従事	内容金額その他の副業会額					失業	が保護を を保険 の他	らに よ,	る扶馬)			
況	収入金額(税込) 千円			千円	売 上 必要経 売」 営	収入金額 従事者 家 族 使用人 必要経費 千				人 人 千円		人金額記 要 経 費						
	所得	身金額(税込)	千円	所得金 (税込	☆額又は利益金額込)	千円	所得金額(うち				千円 千円	所得	寻金額	(税込)		千円	
[*退	職金・江	退職一時金	・保険	金・資	産譲渡・山林所行		預貯				千円。	Щ	林			a	
上以臨 記外所 得の得	そ	の他		金額		ŦF	円 産		也 也 券			㎡ a 千円	家	屋			m²	

		1)被害のあった物件の規模
災	建物	
害	住家・コ	2)被害の程度及び被害金額等
等	店舗等	
の		
発		1)被害のあった物件の規模
生	土地・・	
状	工作物	2) 被害の程度及び被害金額等
況	設備等	
損害保隆加入状		
今後の処置		